

大津港活性化・賑わい創出に向けた基盤整備等検討調査業務 仕様書

1 業務名称

大津港活性化・賑わい創出に向けた基盤整備等検討調査業務

2 業務の目的

大津港は、大津市の中心部にある滋賀県管理の港湾である。令和4年にサイクルステーションの開設、令和5年度には大津市によるにぎわい創出社会実験およびびわ湖疏水船の大津港への延伸、令和9年度には新しい琵琶湖文化館の開館が予定されているなど、大津港のにぎわい創出への動きが活発化している。

その様な中、大津港におけるこれらの新施設整備による波及効果を活用し、あらたな来港ニーズに対応するためのさらなる機能向上が求められている。

そこで、本業務では、大津港活性化・再整備基本構想（R7.3策定）の取組方針に示された施設について、その具体的な整備の内容や、官民連携による整備・運営方法のあり方について検討を行うものである。

なお、本業務と並行して大津市においても、官民連携まちなか再生推進事業等による取組が進められているところであり、その動きとの整合性に十分留意しながら本業務を遂行するものとする。

あわせて、滋賀のグリーンインフラ取組方針(滋賀県土木交通部 R7.3)に基づき、自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用し役立てるという観点、およびCO₂の排出量を減らす工夫等、持続可能で魅力ある取組方針を検討すること。

3 業務対象範囲

本業務の対象範囲は、「業務位置図」に示すとおりとする。

4 業務期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月13日（金）まで

5 業務内容

(1) 計画準備

本業務を進めるに際して、大津港活性化・再整備基本構想等過年度の検討内容を踏まえ、具体的な検討内容、業務の実施工程、実施体制等を示す業務計画書を作成する。

なお、業務計画書の作成にあたっては、別紙の業務フロー図を参照すること。

(2) 大津港活性化に向けた施設再整備計画の立案

大津港活性化・再整備構想に示された取組方針のうち、以下の施設について、再整備に向けた検討を行う。

1) 噴水施設（びわこ花噴水）

大津港沖合180mに設置されている噴水施設は、全国でも最大級の規模を誇っている。しかし、老朽化が進んでおり、その再整備が求められている。そこで、以下の検討を実施する。

① 現況把握

・ 現噴水施設の概要、運用状況、特徴等の整理

② 問題点の把握

・ 老朽化による問題点の把握

③ 施設再整備に係る方向性の検討

・ 演出の見直し等のコンセプト検討

- ・参考となる事例調査
- ・再整備の方法についての検討
- ④施設再整備に関する検討
 - ・整備計画の作成（施設規模、施設配置、設備検討、演出等）
 - ・イメージパースの作成
 - ・概算事業費の算出

現時点で既存施設(防波堤)の撤去は想定していない。既設の防波堤を生かした活用方法の提案を求めたい。

2) 係留施設

大津港の係留施設については、停泊する船舶の規模に応じて、浮棧橋が設置されている。今後の大津港を起点とした湖上観光の活性化を考える時、既存航路における運航本数の増便や新たな開設、さらには新たなニーズに応じた観光コンテンツの創出が期待されるところである。そこで以下の検討を実施する。

- ①現状把握
 - ・現係留施設の設置及び利用状況
 - ・管理運営に係る状況
- ②係留施設利用に関する需要調査（新規航路開拓等も含む）
 - ・係留施設に利用に関する新たなニーズの把握
 - ・現在の施設運用に関する新たなニーズの把握
- ③施設再整備に係る方向性の検討
 - ・今後の係留施設の使われ方及び増強・改善すべき機能の検討
 - ・参考となる事例調査
 - ・係留施設の大型化対応・増設の方向性（係留エリアのゾーニング）
 - ・周辺航路を生かすための、新たな係留施設の機能
- ④施設再整備に関する検討
 - ・整備計画の作成（施設規模、施設配置、設備検討（ただし大型船向けの設備は対象外）等）
 - ・イメージパースの作成
 - ・概算事業費の算出

3) 港湾緑地

港湾緑地については、大津港のシンボル空間として、広く県民や観光客等に親しまれている。今後当港湾緑地の空間を活用したイベント開催など、多様な利用に対応するとともに、その管理運営方法の見直しによってさらなる集客力の向上につながることを期待される。特に、琵琶湖文化館の西側に隣接するシンボル緑地 B（約 6,000m²）については、琵琶湖文化館の開館に合わせた公園の再整備を想定している。そこで以下の検討を実施する。

- ①現状把握
 - ・港湾緑地の現状及び利用状況（過年度調査結果の整理）
 - ・管理運営に係る状況
 - ・関連する各法令や条例における制約条件等
- ②港湾緑地の再整備に向けた課題整理
 - ・港湾緑地の利用に関する新たなニーズの把握
 - ・港湾緑地における現状及び今後の利用動向を踏まえた空間としての課題整理
 - ・港湾緑地の運営管理のスキーム（みなとオアシス含む）
 - ・大津市における官民連携まちなか再生推進事業と整合のとれた港湾緑地に賑わいを創出するための誘導動線

- ③港湾緑地再整備に係る方向性の検討
 - ・今後の港湾緑地の使われ方及び増強・改善すべき機能の検討
 - ・参考となる事例調査
 - ・港湾緑地再整備の方向性
- ④港湾緑地再整備に関する検討（シンボル緑地 B を含む）
 - ・整備計画の作成（施設規模、施設配置、設備検討等）
 - ・イメージパースの作成
 - ・概算事業費の算出
- ⑤官民連携による整備・管理運営手法に関する可能性検討
 - ・官民連携による整備・管理運営手法（PPP/PFI）を導入する目的の整理
 - ・官民連携による港湾緑地の整備・管理運営に係る類似事例の調査
 - ・④の整備内容を踏まえ港湾が考え得る整備・運営スキーム（みなと緑地 PPP の適用等）の検討
 - ・事業者サウンディング調査の実施及びとりまとめ
 - ・事業者サウンディング調査結果を踏まえた、定性的な官民連携手法導入可能性についての検討

(3) 大津港活性化・再整備実施方針の検討会(ワーキング)の運営補助
大津港活性化・再整備基本構想の実現に向けた大津港活性化・実施方針を検討するための検討会およびワーキングの設置を予定しており、そのワーキングにおいて(2)の内容について協議するため、以下の支援を行う。

- ・会議資料の作成及び資料説明補助
 - 第2回検討会（10月予定）までに、各施設①～③の内容の概要資料
 - 第3回検討会（1月予定）までに、各施設①～④の内容の概要資料
- 第3回の検討会の会議資料は、パースは線画レベルを想定
- ・議事録等の作成

(4) 大津港活性化・再整備実施方針（案）のとりまとめ
(3)の検討会およびワーキングにおける協議結果を踏まえ、(2)について、大津港活性化・再整備実施方針（案）として発注者がとりまとめるための支援を行う。

(5) 報告書とりまとめ
(1)～(4)の内容について報告書として取りまとめる。

(6) 打合せ協議
本業務の遂行に際して、発注者との打ち合わせ協議を行う。業務着手時、中間時(8回)、納品時の計10回を想定する。

(7) 貸与資料
大津港活性化・再整備基本構想（滋賀県 令和7年3月）
その他滋賀県が必要と認める図書

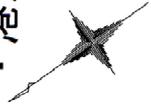
(8) その他
①受託者は、遵守すべき関係法令等に則り、適正に業務を遂行すること。
②受託者は、事業を実施するにあたり、必ず1名以上は連絡調整者を配置し、責任者は本業務を遂行するために必要とされる業務経験を有する業務責任者を専任できる者で業務全般の進行管理や調整機能を一元的に行うとともに、県と綿密に打ち合わせを行い、その指示に従うこと。業務責任者については、本業務終了まで

主たる担当者として業務を行える者に限る。その他、業務に必要な人員体制についても詳細を提案すること。

- ③本業務を再委託する場合、事前に再委託範囲および再委託先を委託者に提示し、協議、了承を得ることとする。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任においてこれを解決することとする。
- ④実際の契約内容については、調整・変更する場合がある。
- ⑤受託者および本業務に関わる者は、職務上知り得た秘密を漏らし、また、自己の利益のために利用してはならない。本業務委託終了後も同様とする。
- ⑥受託者は、当該受託業務の実施における個人情報等の取り扱いについては、個人情報保護法および滋賀県個人情報保護条例等の関係法令を遵守するものとし、個人の権利利益を損害することのないよう必要な措置を講じることとする。
- ⑦後に提出書類に虚偽の記載があったことが判明した場合、また、参加資格を有していないことが判明した場合は、契約の解除を行う。
- ⑧ 本仕様書に明示のない事項または業務上生じた疑義については、県と協議を行い、これを定めるものとする。ただし、本仕様書に明示されていない事項であっても、業務の性格上必要と認められる事項については、受注者負担で実施することとする。
- ⑨ その他、本仕様書の記載のない事項については、提案の範囲とする。
- ⑩ 受注者は、当事業の成果物は、滋賀県土木交通部流域政策局に引渡すこととし、成果物の所有権は、滋賀県土木交通部流域政策局への引き渡し完了したときに滋賀県に移転するものとする。
- ⑪ 当事業に基づく成果物の著作権（著作権法第 27 条および第 28 条に規定する権利を含む）は、委託料が支払われたときをもって滋賀県に譲渡されるものとし、また著作者は成果物にかかる著作者人格権を将来に渡って一切行使しないものとする。なお、成果物の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有者、著作権、利用権等に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受注者において負うものとする。
- ⑫ 成果物に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、発注者の責に帰すべき事由による場合を除き、受注者の責任と負担によりこれを解決するとともに、発注者に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。
- ⑬ 発注者は、本事業で納品された成果物を期間の制限なく無償で、インターネット、DVD、放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により公表（公開、配布、放送等）することができることとする。
- ⑭ 業務完了後に、受注者の責任に帰すべき理由による成果物の不良個所があった場合は、受注者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。
- ⑮ 電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフトにより検査した上で納品すること。納品物が納品時点でウイルス感染していることにより、発注者または第三者が損害を受けた場合は、全て受注者の責任と負担により、原状回復およびその他賠償等について対応すること。

【業務位置図】

- ・ 噴水施設
- ・ 係留施設
- ・ 港湾緑地



平面図 S=1:1000

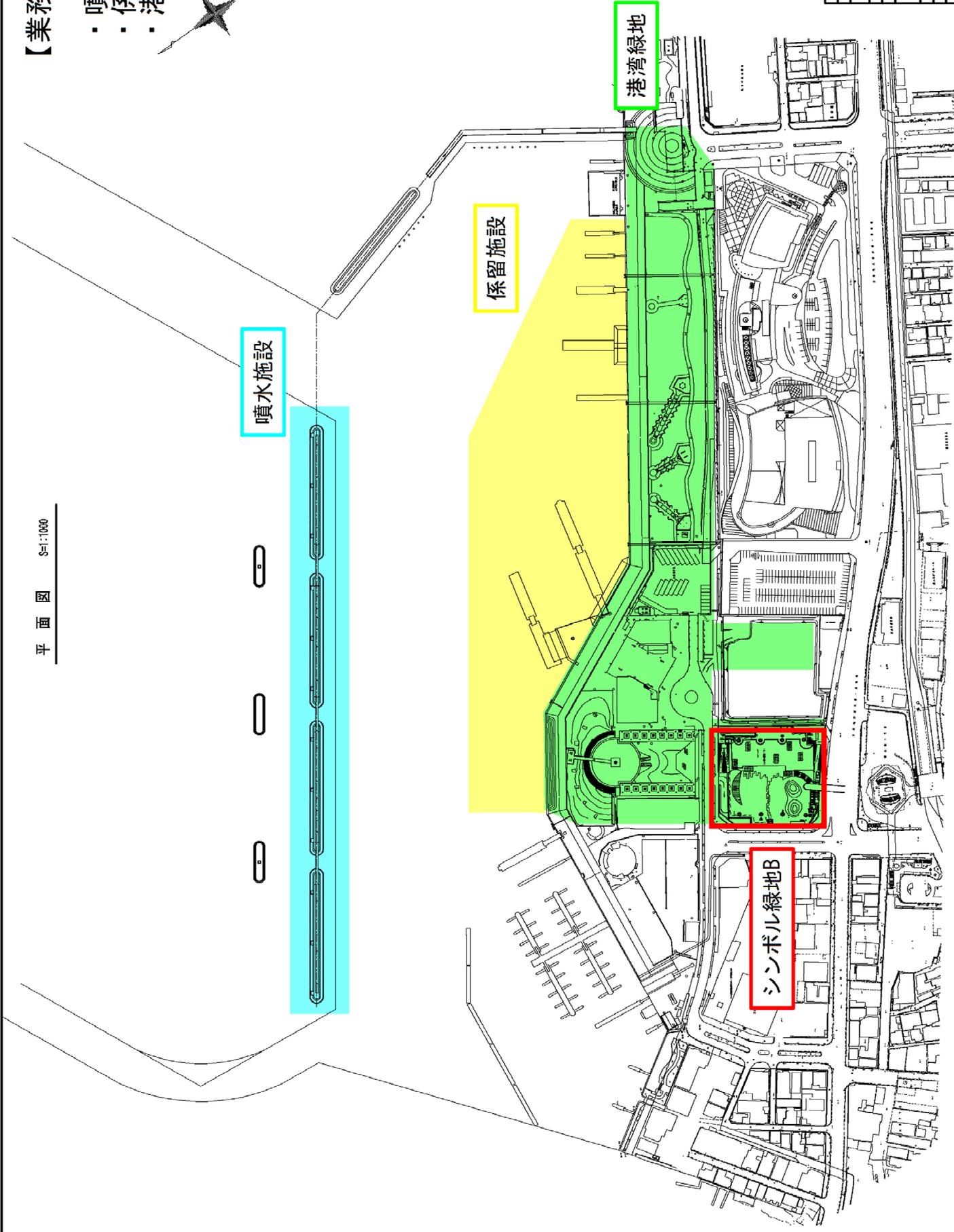
噴水施設

係留施設

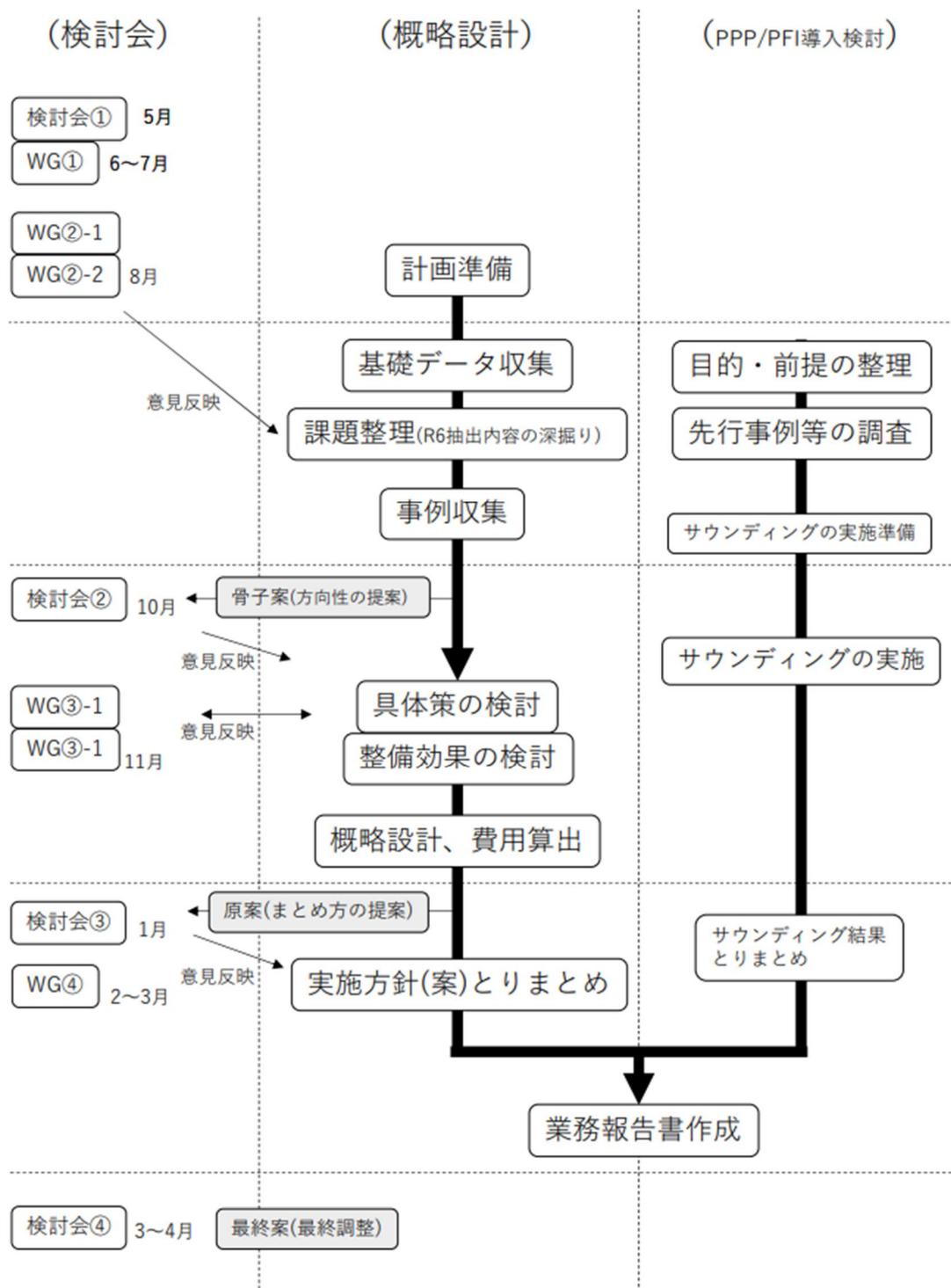
港湾緑地

シンボル緑地B

図名	業務位置図
図尺	1:1000
作成者	〇〇〇〇〇〇
承認者	〇〇〇〇〇〇
作成日	〇〇/〇〇/〇〇
図面番号	〇〇〇〇〇〇
備考	



(業務フロー) ※検討会の時期は予定



各施設の概要

- 【噴水施設】 ★新設・補修のコスト比較
★具体的な施設整備内容の提案

愛称：びわこ花噴水
竣工年月：平成7年3月
設置位置：大津港沖合180m防波堤上（堤長450m）
最大電力量：450KWh
最大取水量：2,500m³/日
噴水形式：①放射噴水 66本（3本束×22機）
長さ 約440m（約40m×11か所）
高さ 上段噴水 約33m
中段噴水 約22m
下段噴水 約15m
②直上噴水 2本
高さ 約440m
照明形式：夜間は3色（白、橙、緑）によりライトアップ

基本構想におけるイメージ：ビューポイントの設置
花噴水をはじめとする親水空間の再編、改修

現状課題：大津港のシンボルとして親しまれてきた施設だが、
設置から約30年が経過し老朽化が著しい
故障が頻発しており、毎年修繕を行っている状況
今後も活用していくために、新設または補修を検討したい。
整備による経済波及効果も含めて、検討したい

- 【係留施設】 ★ニーズ調査
★今後の使い方の提案

施設内容：係留くい15本（設置延長78m）
固定栈橋 2基（固定栈橋、E号栈橋）
浮栈橋 8基（1号、2号、3号、A号、F号、J号、K号、L号）
物揚場 1か所（延長214m）
利用状況：基本構想p18～19に記載のとおり
基本構想におけるイメージ：小型船による観光クルーズ
水上アクティビティプログラム開発
栈橋の改修、新設による湖面の活用可能性

現状課題：昨年度の事業者ヒアリングでは小型船クルーズの需要が判明したが、
そのために導入が必要な港湾の機能や、そのほか活用可能性のある機能、事業ベースに乗せるにはどのような条件が必要か検討したい

【港湾緑地】 ★追加すべき機能の整理
★今後の使い方の提案

施設内容：修景緑地（面積：19,000m²）
シンボル緑地（面積：14,000m²）
業務用地（面積：3,500m²）

利用状況：基本構想 p25 で利用状況把握調査の実施結果を記載のとおり、
滞留行動調査、利用者アンケート、通行量・動線調査等を実施

基本構想におけるイメージ：ベンチなどの滞在時間延長設備の設置
プロムナードの再整備による誘導動線
夜間空間の形成、安全性向上
こども目線での施設整備
サイクルルートの再整理

現状課題：3 か所からの流入があるが、ゲートウェイ感がない
イベント利用等の需要があるが、今の設備では対応できない
滞在時間延長を見込める設備、使い方考えたい
特にシンボル緑地 B は令和 9 年 12 月の供用開始を想定
(令和 8 年度に実施設計、令和 9 年度当初に工事着手を予定)